

第3章 人権問題の現状等

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。

社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別は、その一つの典型ですが、その他にも弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害などがあります。

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、人権尊重に関する様々な施策が推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

このような様々な人権問題が生じている背景について、国の「基本計画」では、人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等があげられています。また、これまで人権問題として認識されていなかった問題や社会の情報化、技術革新などの社会環境の変化から生じた新たな問題が人権問題として認識されるようになってきています。

人権教育・啓発は、府民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組んでいけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、こうした問題が実際には複合した要因により発生することによって、重層化・複雑化している可能性があることを考慮に入れて、あらゆる場や機会を通して、解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

特に、子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、「法の下での平等」「個人の尊厳」といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、同和問題や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からも、発達段階に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な態度が培われるよう、関係機関と十分連携を図って、推進していく必要があります。

1 同和問題

(これまでの取組)

1965年(昭和40年)の「同和対策審議会答申」は、同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識を示し、特に同和地区住民に就職と教育の機会均等を保障することを求めています。

京都府ではこの答申の精神を踏まえ、1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、国や市町村とも連携しながら、33年間にわたって特別法による対策事業を実施してきました。

また、同和教育についても、戦後、間もない時期に始まり、1952年(昭和27年)には「同和教育基本方針(試案)」を、1963年(昭和38年)には「同和教育の基本方針」を、それぞれ京都府教育委員会において策定し、同和問題の解決をめざす教育を推進してきました。

こうした同和問題にかかわる実態的差別、心理的差別の解消をめざした総合的な施策が展開された結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備が概ね完了し、様々な面で存在していた較差が大きく改善されるなど、特別法による対策は、概ねその目的を達成できる状況になったことから、2002年(平成14年)3月末日をもって終了し、産業、就労、教育等の残された課題については、現行制度を的確に運用することにより対応することとなりました。

(現状と課題)

同和地区出身者に対する差別意識や偏見については、意識調査などからは、多様な意識レベルが存在しているものの全体としては解消へ向けて進んでいます。しかしながら、結婚にかかわる問題を中心に根強く存在していることがうかがえ、こうした意識面での課題が、同和地区出身者に対する結婚差別や身元調査、インターネット等を利用した悪質な差別的情報の流布として顕在化する場合があります。

一方、産業面においては、産業構造として建設業等特定の業種や小規模零細業者の比率が大きいなどの状況があり、国や地方公共団体の財政状況の悪化による公共事業の抑制や長引く不況の影響により、厳しい経営環境に置かれています。

就労面においては、先行き不透明な景気動向や過去最悪の失業率など、全国的に非常に厳しい雇用情勢の影響を受けている状況にあります。

教育の分野においては、豊かな人権意識をはぐくみ、教育の機会均等を実質的に保障する観点から、生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かい指導と地域や家庭と連携した取組が求められています。

さらに、同和問題の解決に向けては、同和地区内外の交流を通じて、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていく取組の促進が重要になっています。

(施策の方向)

同和問題の解決へ向けた今後の取組については、1996年(平成8年)の地域改善対策協議会の意見具申が示した「同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと、同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること、同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること、

同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること」という基本認識の下、人権問題の重要な柱として、早期の解決を目指して、産業、就労、教育等の残された課題の解決に向けて、これまで展開してきた取組の成果、手法への評価や各種研究の成果を踏まえ、現行制度を的確に運用して取組を推進します。

そのためには、同和問題解決のため、第一線の機関としてこれまで重要な役割を担ってきた隣保館が、今後も周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして幅広く活用されることが重要です。

隣保館の設置主体である市町村と十分連携を図りながら、生活上の各種相談事業等を通じて地域のニーズを的確に把握した上で、必要な施策を適切に実施するなど課題解決に向けた取組を推進します。

また、差別意識や偏見を解消するため、人権尊重の視点から効果的な教育・啓発活動を積極的に推進するとともに、隣保館や公民館等の生涯学習施設等を活用した交流を促進し、住民間の相互理解を深めながら、人権が真に尊重される地域づくりやそれを担う人づくりを進めることが重要なことから、一層創意工夫され

た取組が推進されるよう、市町村の取組を支援します。

2 女性

(これまでの取組)

女性の人権問題については、1975年(昭和50年)の国際婦人年を契機に、女性問題に対する社会一般の認識が深まり、これ以降、「国内行動計画」の策定(1977年(昭和52年))や「女性差別撤廃条約」の批准(1985年(昭和60年))、「男女雇用機会均等法」の施行(1986年(昭和61年))など各種法律や制度の整備が図られてきました。

また、1995年(平成7年)の第4回世界女性会議において策定された「北京宣言」で、「女性の権利は人権である」と謳われ、それらを背景に、1999年(平成11年)には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

こうしたことにより、男女の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が「わが国の最重要課題」とであると位置付けられたところです。

さらに、女性に対する暴力などの急増から、2000年(平成12年)に「ストーカ―行為等の規制等に関する法律(ストーカ―防止法)」、2001年(平成13年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が制定されてきました。

京都府では、1989年(平成元年)に「男女平等と共同参加の21世紀社会をめざす京都府行動計画(KYOのあけぼのプラン)」を策定し、1996年(平成8年)には、府内女性の様々な活動の拠点施設である「京都府女性総合センター」を開設するなど、女性施策の総合的かつ積極的な推進を図ってきました。

さらに、2001年(平成13年)には、男女共同参画社会の実現に向けて、「新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画」を策定し、2004年(平成16年)には、京都府における男女共同参画の推進の基本理念を定め、京都府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、京都府の施策に関し必要な事項を定めた「京都府男女共同参画推進条例」を施行し、施策の一層の充実に努めているところです。

（現状と課題）

女性の人権問題の現状は、依然として性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱い、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保などの課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とは言えない状況にあります。

また、2003年（平成15年）の内閣府の調査によると、約5人に1人（19.1%）の女性が「配偶者や恋人から暴力的行為を受けたことがある」と回答しており、深刻な暴力被害の実態が明らかになっています。

京都府配偶者暴力相談センター及び京都府女性総合センターにおけるDV相談件数は、2003年度（平成15年）には、それぞれ10,833件、3,023件と増加傾向にあります。また、京都労働局におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数も、2003年度（平成15年）は355件と大きく増加しています。

性別による人権侵害については、「京都府男女共同参画推進条例」において禁止しているところですが、人権教育や啓発を通して、女性の人権の尊重に努めるとともに、こうした行為の防止や被害を受けた人に対する支援措置を講じていく必要があります。

さらに、女性の活躍状況を示す国際指標であるジェンダーエンパワーメント指数は、2004年（平成16年）の国連報告で78か国中38位となるなど、諸外国に比べて低い結果となっています。

社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮が進むよう、「京都府男女共同参画推進条例」の理念を十分に踏まえ、京都府、府民、事業者の相互の連携・協働の下、総合的な施策を推進していくことが求められています。

（施策の方向）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等が謳われ、男女平等の実現に向けた様々な取組が着実に推進されてきましたが、依然として、性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いなどの課題が残されており、こうした認識の下、京都府では、「京都府男女共同参画推進条例」において、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」など6つの基本理念を定めています。こう

した基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定・実施し、女性の人権が尊重される社会の実現に努めていきます。

DVについては、暴力の根絶に向けて、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関との連携を一層強化し、引き続き相談や一時保護、自立支援など被害者の支援に取り組むとともに、セクシュアル・ハラスメントやストーカーなどの行為についても、人権教育・啓発を通して、こうした人権侵害行為の防止に努め、京都労働局や警察等関係機関と連携し、被害者への適切な支援に努めます。

また、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮、チャレンジを応援するため、幅広い関係機関との連携の下、女性のチャレンジ支援策の推進や適正な雇用環境の促進に努めるとともに、家族の一員としての役割を男女が協力して果たすことができるよう、保育・介護サービスの充実や家庭と仕事の両立への支援に努めます。

3 子ども

（これまでの取組）

京都府の子どもに関する施策は、1996年度（平成8年度）に「京都府子育て支援計画～きょうと未来っ子21プラン」（2005年度（平成17年度）までの10年間）を策定し、「子どもが健やかに生まれ育ち、みんなで子育てを支える社会」を目指して、子育て支援施策を推進してきました。

しかし、計画策定後も少子化の一層の進行、児童虐待の急増、子育て不安の深刻化等の子どもや家庭を取り巻く環境は厳しさを増し、これらの課題を踏まえ、中間年の2001年度（平成13年度）に「京都府子育て支援計画後期実施計画」（2005年度（平成17年度）までの5年間）を策定し、子育て力の向上や児童虐待防止等の新たな対応と施策の充実を図りました。

後期実施計画においては、地域子育て支援センター、児童虐待防止市町村ネットワークや放課後児童クラブの設置など14施策に数値目標を設定し、着実に子育て支援施策を推進してきました。

青少年施策としては、1991年（平成3年）に策定した「京都府青少年プラン」に基づく青少年施策の推進、更に、2001年（平成13年）3月に、2010年（平成22年）までの概ね10年間を見据えた青少年行政の基本方向を示す「新京都府青少年プラン」を策定し、青少年問題をはじめ、新たな状況に対応した総合的な施策を推進してきました。

（現状と課題）

2000年（平成12年）の合計特殊出生率が全国1.36、京都府では1.28となるなど近年の急激な少子化は、子ども同士のふれあいの機会を減少させ、自主性や社会性の育ちにくい状況をもたらすとともに、核家族化の進行などにより家庭の子育て力も低下しています。特に都市部では、地域における住民同士の交流やふれあいが少なくなり、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識が薄れてきています。

また、社会が物質的に豊かになる中で、生活体験や自然体験などが少なくなり、他人への温かい思いやりや人間関係が希薄となったり、都市化の進行等によって自然や人間を大切にすることが欠如したり、情報化の進展等により自分で主体的に考えることが少なくなるなどの内面的なひずみも生まれています。

こうした状況の中で、重大な子どもの権利侵害である「児童虐待」（保護者等による身体的・心理的虐待、養育の拒否・放任、性的虐待）や、インターネットや携帯電話の著しい普及による有害情報の氾濫、出会い系サイトを介した事件等、子どもの人権が侵害されやすい環境になっており、児童買春・児童ポルノなど児童の性の商品化の問題も生じており、京都府の児童相談所における児童虐待相談件数も近年急増するなど、少子化や児童虐待の問題に加え、子どもの人権を侵害する犯罪の増加等子どもを取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。

学校においては、いじめや不登校が依然として深刻な問題になっています。

さらに、1951年（昭和26年）の「児童憲章」や1994年（平成6年）に批准された「子どもの権利条約」において、子どもは、児童の意見表明権などの権利行使の主体として保障されるべきものとなっていますが、依然として、子ども自身が権利の主体として尊重されるという認識が十分ではありません。

子どもや青少年一人ひとりの人権を最大限に尊重する中で、人権に関する正し

い理解と認識を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような人として成育できる環境づくりを推進する必要があります。

(施策の方向)

子どもは、保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立って、2005年度(平成17年度)からスタートする新しい子育て支援計画や「新京都府青少年プラン」に基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成育するための環境づくりを更に推進します。

同時に、児童虐待の未然防止や被虐待児が迅速かつ適切に保護され、心理的ケアや社会的自立、親子関係の再構築を支援するなど、子どもが安心・安全に暮らせる環境づくりの取組や家庭が発達段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を図ります。

また、子育て家庭の孤立化や子育ての負担感が、児童虐待の要因の一つであることから、地域やNPOなど社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を推進します。

さらに、青少年の自主性や主体性を尊重した青少年育成施策を推進するとともに、非行の問題行動やいじめ、不登校については、個々の事象に対応できるよう相談指導体制の一層の充実に努め、学校、家庭、地域社会の連携による総合的な取組の充実を図ります。

子どもの健やかな成長を図るために、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進します。

4 高齢者

(これまでの取組)

高齢者に関する施策については、高齢化の進展に伴う様々な課題に対応するため、2000年(平成12年)4月から介護保険制度が開始され、京都府では、これに伴い2000年(平成12年)3月に第1期京都府介護保険事業支援計画を含む「第

2次京都府高齢者保健福祉計画」を策定し、様々な高齢者保健福祉施策を総合的・計画的に推進してきました。

2003年（平成15年）3月には計画を見直し、「第3次京都府高齢者保健福祉計画 - きょうと高齢者あんしん21プラン - 」を策定し、必要な介護サービス量の確保や良質な介護サービスの提供に取り組むとともに、壮年期からの健康づくり、高齢者が活躍する地域づくりの推進など、各種の高齢者保健福祉施策の積極的・総合的な展開に努めています。また、各市町村における市町村介護保険事業計画を含む市町村高齢者保健福祉計画の推進を広域的視点から支援するとともに、保健福祉サービスをはじめ、高齢者の生きがい、雇用・就業機会の確保などの施策を総合的に推進しています。

（現状と課題）

我が国の高齢化は急速に進行し、今後も更に進行する見込みです。

これに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、寝たきり、認知症（痴呆）等の介護を要する高齢者が増加しており、今後更に急増すると予測されています。

このような中、高齢者に対する身体的及び精神的な虐待、身体拘束等により、高齢者の人権が著しく侵害される深刻な問題が発生しています。

また、高齢者を年齢などにより一律に弱者として判断するといった誤った理解が、高齢者に対する偏見や差別を発生させ、働く意欲のある元気な高齢者についても、年齢制限等により、雇用・就業機会が少なく、自ら社会参加することができず、自立できない事象も発生しています。

（施策の方向）

高齢者がたとえ寝たきりや認知症（痴呆）等になっても、人間としての尊厳が守られ、できる限り自立して、社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう「京都府高齢者保健福祉計画」に基づき、介護サービスの提供基盤の整備や介護サービスの質の向上に努めます。

特に、認知症（痴呆）等により判断能力が不十分な高齢者については、権利の擁護を図るとともに、在宅介護支援センター等による相談を通じて、虐待を受け

ている高齢者について、市町村と連携した取組を推進します。

また、働く意欲のある元気な高齢者も確実に増加していくことから、生きがい対策だけでなく、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できるよう社会参加に向けた取組を進め、社会参加の促進や雇用・就業機会の確保など、総合的な高齢者対策の推進に努めます。

さらに、障害のある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、社会環境の整備を進めるとともに、京都府高齢者情報相談センターにおける様々な相談活動や高齢者の人権問題に係る啓発活動の取組の推進に努めます。

5 障害のある人

(これまでの取組)

障害のある人に関する施策については、1981年(昭和56年)の「国際障害者年」を契機として、1982年(昭和57年)に「京都府国際障害者年長期事業計画」を策定し、施策の着実な推進を図ってきました。

しかし、この間の社会生活環境の変化や障害の重度・重複化、障害のある人の高齢化が進むなど状況は大きく変化し、また、障害のある人自身の社会参加・社会貢献への意欲も大きな高まりを見せてきました。

このため、国においては、1993年(平成5年)3月、「障害者対策に関する新長期計画」が、同年12月には「障害者基本法」が、1995年(平成7年)7月には「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が施行され、同年12月には「障害者プラン」(ノーマライゼーション7か年戦略)が策定されました。

京都府では、こうした国の動向を踏まえ、1996年(平成8年)3月に、「京都府障害者基本計画・ひとりだち～京都から～21プラン」を策定しました。

さらに、基本計画の前期5年間が経過する中で、今後なお重点的に実施すべき課題に対応するため、「新京都府総合計画」等との整合性を図りながら、中間年に当たる2000年度(平成12年度)に見直しを図り、後期5年間の重点施策の実施計画として、「京都府障害者基本計画後期実施計画」を新たに策定し、現在、これに基

づいて、各種の取組を推進しています。

また、1995年（平成7年）10月から施行された「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、障害のある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進しており、2004年（平成16年）の条例改正により推進を強化します。

一方、京都府の障害者雇用率は、全国平均を上回るものの法定雇用率を下回っている状況にあることから、障害のある人の能力開発に努めるとともに、企業啓発などを通して働きやすい環境づくりを推進しています。

（現状と課題）

「ノーマライゼーション」や「バリアフリー」の考え方は、日常生活に浸透してきています。

障害のある人の「完全参加と平等」を実現するためには、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある人もない人も共に生活できるための環境整備と障害に対する正しい知識の普及や啓発の推進が必要です。

一方、障害のある人の自立意識や社会参加、生活向上の意識は高まってきています。

しかしながら、障害についての十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、本人や家族が差別的な言動を受けるなどの人権侵害を受けたり、障害のある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。

特に精神障害のある人については、誤解や偏見がなお根強く、今後も施策の一層の推進が必要となっています。

なお、今後の障害者施策の方向性としては、2003年度（平成15年度）からスタートした国の新しい障害者基本計画にもあるとおり、「施設や病院から地域生活への移行の促進」が中心的課題となるなど、大きな転換点を迎えています。

（施策の方向）

障害のある人がライフステージのすべての段階において、社会、経済、文化等各分野にわたり平等に参加、活動することのできる社会の実現を図るため、障害者施策の新たな基本方針となる「新・京都府障害者基本計画」を策定し、今後とも、

障害及び障害のある人に対する「理解と交流の促進」に向けたふれあい、交流の場づくりの推進や、福祉のまちづくりの推進などの生活環境の整備、雇用・就業機会の確保等の自立支援を推進するとともに、障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止等と障害のある人の権利擁護に向けた取組を推進します。

また、今後の障害のある人に対する支援のあり方は、「障害の有無にかかわらず、府民だれもが相互に人格と個性を尊重し、パートナーとして支え合う共生社会の実現」を目指す「ノーマライゼーション」を基本理念として、「施設や病院から地域生活への移行の促進」、「障害のある人が安心して暮らせる生活基盤の整備」が大きな方向性となってくるため、京都府としては、こうした状況の変化を十分に勘案しながら、今後の施策を推進します。

6 外国人

（これまでの取組）

京都府の外国人（外国籍府民）に関する施策は、1995年（平成7年）4月に「京都府国際化プラン」を策定し、（財）京都府国際センターが中心となって、外国籍府民への生活情報の提供や生活相談、日本語修得の支援などを行ってきたところであり、府民の国際理解の促進、外国籍府民が暮らしやすい環境の整備、共に暮らす地域づくりのための取組を推進しています。

また、外国籍府民に対する理解を深めるため、テレビ・ラジオ番組放送や新聞意見広告、人権啓発資料の配布等の啓発活動を行っています。

（現状と課題）

京都府における外国人登録者数は、2003年（平成15年）末で約56,000人と京都府人口の2%を越えており、全国平均の1.45%より、高い比率となっています。その中では、戦前・戦後の歴史的経緯から韓国・朝鮮の人々が多く、次いで、中国、フィリピン、アメリカ、ブラジルなどの人々となっています。外国籍府民の総数はここ数年ほぼ横這いの状況が続いていますが、近年、韓国・朝鮮籍の人々の数が減

少する中で、中国、フィリピン籍を中心に新たに渡日した外国籍府民の数が年々増加しています。また、留学生数は近年顕著な増加傾向にありますが、こうした外国籍府民との交流が府内各地で進展することにより地域の活性化や国際化に貢献しています。

新たに日本で生活することになった外国籍の人々については、言葉や生活習慣の違いから、住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流など、日常生活を送る上で様々な問題が指摘されています。また、相互理解が不十分であることによる偏見や差別などの問題もあります。

また、従来から京都府に生活基盤を持つ外国籍の人々についても、公的年金や教育、住居、就労、結婚などの問題が指摘されています。特に在日韓国・朝鮮の人々に対しては、日本国籍を取得した人も含めて、依然として人権侵害が発生している状況です。

さらに、最近では、国際結婚により生まれた子どもが増えてきていることを踏まえ、これらの環境に育つ子どもの母語・母国文化教育の充実、外国語で受診できる医療機関の整備など地域に定着するための生活支援がますます必要となってきました。

多国籍化・多民族化が進展する中で、外国籍府民が快適で安心・安全に暮らせる地域づくりを推進するとともに、相互に理解を深め、人権を尊重し共生していく社会を築いていくことが重要になっています。

(施策の方向)

府民一人ひとりが国際理解を深め、世界の人々と交流し、協力し合っていくことは自らの人生をより豊かにすることです。また、外国籍府民が府民の一員として地域づくりに参画し、多様な感性や能力を発揮することは、京都の活性化や国際化の大きな力となります。

今後とも、府民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う「心の国際化」を推進するとともに、各種審議会等への参加機会の拡大を図り、その意見の反映に努めながら、京都府や（財）京都府国際センターをはじめ、市町村、企業、大学、NPO等の連携・協働による共生社会の実現に向けた取組を推進します。

また、外国籍府民の人権についての正しい理解と認識を広げるため、引き続き市

町村と連携を図りながら、効果的な啓発の取組を推進します。

7 患者等

患者が、適切な医療を受けるためには、療養環境の整備に加え、医療を提供する医療機関やその従事者との相互信頼関係が築かれる必要があり、行政においても、公的な相談体制の整備等を通じ信頼関係の構築や回復を図るための取組を推進しています。

また、エイズやハンセン病については、次のような現状や課題もあり、諸対応が推進されています。

(1) エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）

(これまでの取組)

エイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別が根強く存在していることから、世界保健機関（WHO）では、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、世界的レベルでのエイズまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでいます。

京都府においても、エイズ患者・HIV感染者が偏見や差別により、様々な困難に直面していることから、関係機関や団体と京都府エイズ啓発推進会議を設置し、エイズに対する正しい知識の普及、偏見や差別をなくすための啓発活動など、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を推進しています。

また、エイズに関する総合的な施策を展開するため、京都府エイズ対策専門委員会を設置して、専門家から意見を聴取するとともに、エイズ問題庁内連絡会議を設置し、総合的に取り組んでいます。

(現状と課題)

新規エイズ患者・HIV感染者報告数は増加傾向にあり、特に最近の傾向として、

日本人男性の同性間及び異性間性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴がありますが、広く男女を問わず 20 代・30 代の性的接触による感染が拡大している状況です。

また、エイズ患者や H I V 感染者に対する偏見や差別が、感染者を潜在化させ、その結果さらなる感染の拡大につながる危険性も指摘されており、こうした偏見や差別が感染者の就労などの社会生活に影響するといった問題もあります。

さらに、感染経路によって H I V 感染者を差別するといった問題も発生しています。

エイズについて無関心の問題も存在することから、エイズに対する正しい知識を広く普及させる施策の一層の充実が求められます。

(施策の方向)

H I V 感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育においてもエイズに対する正しい知識の普及を推進するとともに、偏見や差別をなくすための啓発活動や、H I V 感染者が採用時や職場内において、不当な取扱いを受けないための啓発活動を進め、エイズ患者・H I V 感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を推進します。

(2) ハンセン病

(これまでの取組)

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。

1996 年 (平成 8 年) 3 月に隔離を主体とした「らい予防法」は廃止され、さらに、2001 年 (平成 13 年) には「らい予防法」の下に国が行ったハンセン病患者・元患者に対する隔離政策について、国の責任を認める司法判断がなされました。これを受けて国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を成立させました。

京都府においても、こうした一連の動きを受け、京都府出身の療養所入所者一人

ひとりにお詫びと励ましの気持ちを込めたメッセージを届けるとともに、療養所入所者の里帰りやハンセン病に対する誤解を解消するための啓発に取り組んでいます。

（現状と課題）

ハンセン病は、外見上の明らかな変化と慢性の経過をたどりながら重症化するために、治療法の確立されていなかった時代には、特殊な疾病として取り扱われ、患者本人にとどまらず家族に対しても、様々な偏見や差別が加えられてきました。ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気であり、「らい予防法」は廃止されましたが、2003年（平成15年）においても、ハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じるなど、未だに、以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

（施策の方向）

ハンセン病に関する正しい知識を普及させ、偏見や差別を一刻も早く解消するため、積極的な啓発活動を推進します。

8 さまざまな人権問題

これまでに記述した以外にも、次に掲げるような様々な人権問題が存在しています。

犯罪被害者等

犯罪の被害者は、事件による直接的な被害だけでなく、刑事手続の過程等で受ける精神的被害や様々な経済的負担などの二次的被害を受けています。

警察では、被害者の人権に配慮し、その尊厳を傷つけないという基本方針の下に「京都府警察被害者対策要綱」を制定（1996年（平成8年）10月）し、被害者対策に係る各種施策の推進に努めているほか、犯罪被害給付制度に基づく給付金支給裁定事務の適正かつ効果的な運用に努めています。

現在、政府をはじめ、司法機関、民間被害者支援団体等の各層で被害者支援のための様々な取組が推進されるなど、被害者支援に係る社会的気運が高まっていますが、被害者のニーズは生活上の支援をはじめ医療、裁判に関すること等極めて多岐にわたっていることから、更に、司法、行政、医療、民間被害者支援団体等の関係機関・団体が相互に連携した活動が求められています。

今後とも、警察をはじめ、京都府犯罪被害者支援連絡協議会の活動を通じ、社会全体が被害者をサポートできる環境づくりに努めるほか、京都府公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けている（社）京都犯罪被害者支援センターとの連携を強化し、効果的な被害者支援活動を推進します。

ホームレス

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が都市部を中心に存在しています。多くの人は公園・河川・道路・駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスの人権への配慮が求められています。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要であり、2002年（平成14年）に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、2004年（平成16年）に「京都府ホームレス自立支援等実施計画」を策定し、国、市町村、関係機関、民間団体と連携・協力しながら、府民の理解と協力を得て、生活保護の実施等ホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進します。

インターネットによる人権侵害

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、私たちの生活を便利で豊かなものにするために役立つ一方、情報発信の匿名性を利用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの個人や集団にとって有害な情報の掲載が行われ、人権にかかわる問題が多数発生しています。

2002年（平成14年）には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が施行され、インターネット上など情報の流通に

において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求する権利を与えることが規定されています。

こうした法的措置の周知を図るとともに、憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、他人の人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、発信者が判明する場合には同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、発信者が特定できない場合には、プロバイダ等に対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど自主規制を促すことにより個別的な対応を図っていきます。

さらに、利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進に努めます。

個人情報の保護

現代における通信技術の発達等による情報化の進展は、大量かつ広範な情報の処理と伝達を可能としました。このことは、個人に関する情報にも及び、我々の生活に様々な利便をもたらす反面、様々な個人情報が個人から切り離され、独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、悪質な例では個人情報が商品化されたりする等、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じることとなりました。

このため、京都府においては、府民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、個人情報の適正な取扱いを定めた京都府個人情報保護条例を1996年（平成8年）に制定し、京都府における個人情報の取扱いの適正化に努めてきたところですが、更に一層の取扱いの適正化を図るため、職員に対する罰則などを盛り込んだ条例改正を2004年（平成16年）4月に行ったところであり、この条例を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図ります。

また、国においても、2003年（平成15年）、個人の権利利益を保護するため、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めた「個人情報の保護に関する法律」を制定し、事業者は、この法律により、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられることとなります。

身元調査については、個人に関する情報を本人の了解なく調査し、その内容によっては、結婚や就職において不利益を生じさせることから、府民や事業者が自ら身

元調査を行ったり、依頼することはもちろん、調査に応じたりすること自体が個人のプライバシーを侵害するおそれがあること及び個人情報の管理の重要性を広く啓発します。

性同一性障害

性同一性障害は、生物学的な性（体の性）と性自認（心の性）が一致していない状態を言い、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類に位置付けられています。性同一性障害のある人は、公的な書類（戸籍・住民票・パスポート等）の性別が外見や社会生活上の性別と食い違っているため、様々な不利益や差別を受けます。

2004年（平成16年）7月から、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性別適合手術を受けた人のうち一定の条件を満たす場合については、戸籍上の性別を変更することが可能になりました。しかし、なお行政文書における性別記載欄の問題をはじめ、就職や勤務、医療の受診、住宅への入居など様々な面での課題が指摘されています。

性同一性障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう正しい理解と認識を広げるための啓発活動の推進に努めます。

その他の人権問題

刑を終えて出所した人々に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。刑を終えて出所した人々が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発の推進に努める必要があります。

アイヌの人々については、民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発の推進に努める必要があります。

婚外子（非嫡出子）については、相続権等の法的な問題が指摘されており、戸籍上の続柄の記載については嫡出子と同様の記載にするよう「戸籍法施行規則」が改正されたところですが、差別を受けないよう啓発の推進に努める必要があります。

同性愛者への差別といった 性的指向に係る問題についても、この解消に向けた取組が必要となっています。

さらに、京都府内には、同和問題をはじめ在日韓国・朝鮮の人々に対する差別や貧困あるいは歴史的経過によって、教育を受ける機会が保障されなかった人々に関する 識字の問題があり、近年では新たに渡日した外国籍府民の識字の問題も指摘されています。京都府としては、識字問題を基本的人権にかかわる問題と位置付け、1990年（平成2年）の「国際識字年」を契機に、施策の推進に努めてきましたが、2003年（平成15年）から「国際識字の10年」の取組が推進されており、国の動向も踏まえ、この問題の解決に向け、この計画においても取組を推進します。

なお、人権問題はこの範囲にとどまるものではありません。京都府としては、以上に述べてきた以外の人権問題も含め、常にその状況に留意し、この計画を通じて取組を推進します。